

質問回答書

契約番号 一

件 名 「横浜市たかたコミュニティハウス」内装等整備業務委託

質問内容	回答
■仕様書 p. 3 > 7 電力及び用水の使用 電気及び用水は使用料金のみを負担 するということでよろしいでしょうか	基本料金や従量料金等の電気及び用水の使用に係る費用は、すべて受託者負担となります。 なお、横浜市たかたコミュニティハウス内の、電気に係る引込工事及び建物内の配線工事並びに水道に係る給水管引込工事、屋内配管工事及び下水道排水工事については施工済みですが、電力及び用水を使用する際には、受託者において一般送配電事業者及び水道局と使用契約を締結し、受託者の責任において、適正な管理を行ってください。
■仕様書>【別紙】整備対象一覧 同等品可となつておりますが、同等品に関する申告書の提出は不要とい うことでよろしいでしょうか	同等品に関する申告書の提出は不要です。 なお、同等品で履行いただく場合には、別紙「整備対象一覧」で示した材料、機器及び物品等と基本的な機能、性能及び規格等の仕様が必要最低限同等であつて、事業目的を遂行するうえで同一の需要を満たすものであることを求めます。